

くらしの税情報

問い合わせ先

税務課

☎40-5554

税制改正により
平成18年度
個人住民税が
一部変わりました

定率減税の見直し
定率減税が2分の1に縮減
されました。

平成17年度
住民税の所得割額の15%
(上限4万円)

平成18年度
住民税の所得割額の7.5%
(上限2万円)

定率減税の見直し
定率減税が2分の1に縮減
されました。

	17年度 まで	18年度	19年度	20年度
所得割	非課税	1/3を 課税	2/3を 課税	全額課税
均等割	非課税	1,300円	2,600円	4,000円

非課税措置の見直し
65歳以上で、前年中の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。
(ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上の方のうち、前年中の合計所得が125万円以下の方には、次のような経過措置があります。)

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
65歳未満	130万円未満	年金収入 - 700,000円
	130万円以上410万円未満	年金収入 × 75% - 375,000円
	410万円以上770万円未満	年金収入 × 85% - 785,000円
65歳以上	770万円以上	年金収入 × 95% - 1,555,000円
	330万円未満	年金収入 - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	年金収入 × 75% - 375,000円
65歳以上	410万円以上770万円未満	年金収入 × 85% - 785,000円
	770万円以上	年金収入 × 95% - 1,555,000円

平成17年1月1日以降の公的年金等収入に対して適用

公的年金等所得の
算出方法の改正

均等割非課税措置の廃止
下野市に住所を有し、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻についても均等割が全額課税になります。
所得金額28万円(給与収入93万円)超(扶養親族がない場合)：4,000円
所得金額28万円(給与収入93万円)以下(扶養親族がない場合)：非課税

平成17年中に家屋を新築等により取得された方へ

平成17年度中に家屋を新築、増築及び改築により取得された方に対し、7月に不動産取得税が課税になる予定です。

来月お手元に送付される納税通知書により、納期限(7月31日)までに、最寄りの金融機関または県税事務所窓口において納税してください。

なお、不動産取得税についてご不明な点については、栃木県税事務所(☎0282-23-3411)にお問い合わせください。



旧南河内町の管轄税務署が変わります

合併に伴い、平成18年7月1日から旧南河内町の管轄税務署が、宇都宮税務署から栃木税務署に変更になります。

このため、旧南河内町にお住まいの方または所在地がある法人の国税に関する申告書・各種届出(申請)書の提出、納付の相談、納税証明書の請求等は、7月1日以降、栃木税務署となりますのでご注意ください。

なお変更に伴う届出等の手続きは特に必要ありません。

ご不明の点は、宇都宮税務署(☎028-621-2151)または栃木税務署(☎0282-22-0885)へお尋ねください。

栃木税務署の所在地

〒328-8666

栃木市本町17-7

交通のご案内

JR両毛線・東武日光線

栃木駅(北口)から徒歩20分

東武日光線

新栃木駅から徒歩15分

